## 通 知 預 金

## 平成26年4月1日現在

1. 商品名	• 通知預金
2. 販売対象	・法人、個人
3. 期間	<ul><li>期間の定めはありません。</li></ul>
	ただし、預入日から7日間の据置期間が必要です。
4. 預入	たたび、「泉八日かり」「日間の」」「日間の」「日間の」「日間の」「日間の」「日間の」「日間の」「日間
(1) 預入方法	<ul><li>一括預入</li></ul>
(2) 預入金額	・ 1 万円以上
(3) 預入単位	<ul><li>17338年</li><li>1円単位</li></ul>
5. 払戻方法	・随時解約(一括払戻し)できます。
O. 1/2/1/2	ただし、解約する日の2日前までに通知が必要です。
6. 利息	
(1) 適用金利	・適用金利は金利情勢より変動します。
(1) <u>@/ib</u>	・毎日の店頭表示利率を適用します。
(2) 利払方法	・解約時(払戻時)に一括して支払います。
(3)計算方法	<ul><li>・付利単位を1,000円とした1年を365日とする日割計算</li></ul>
7. 税金	・ 利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。(ただし、マル
	優を利用の場合は除きます)
	※「復興特別所得税」O.315%が付加される2013年1月1日から
	2037年12月31日までの間にお受取りになる利息には、20.3
	15%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税が適用されます。
	・法人は総合課税となります。
8. 手数料	_
9. 付加できる特約事	・個人のものはマル優の取扱いができます。
項	
10. 中途解約時の	・据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利
取扱い	息とともに支払います。
11. 金利情報の入	<ul><li>・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。</li></ul>
手方法	
12. 苦情処理措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業店に、お取引のある支店若しく
13. 紛争解決措置	は本部業務部(9 時~17 時、電話:0766-67-1022)までお
	申し出ください。
	・紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会
	(03-3595-8588)、第二東京弁護士会(03-3581-2249)、
	富山県弁護士会(076-421-4811)、金沢弁護士会
	(076-221-0242)、福井弁護士会(0776-23-5255)の仲
	裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希
	望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国し
	んきん相談所(9 時~1 7時、電話:03-3517-5825)までお
	申し出ください。
14. その他の事項	

預15

